

北海道住宅宿泊協会規約（注釈付き：青字で）

わたし起草者の金子りきおは、より広義の「全北海道観光宿泊協会」というところまで包含的表現を提示するにいたったが、広すぎると調和が保ちづらいとの指摘もあり、このような門の広さと下記のような前文になりました。

われら発起人会は、

わが北海道を観光立国とし、いっそう観光分野と関連産業を振興せんと決意し、より簡単に、ますます世界旅行を人びとが享受できるようになることを望み、観光とホームステイは、われらが全地球の経済的発展のみならず、民族間の友好平和関係を強化するためには、きわめて有益な手段であることを深く確信しつつ、
2017年6月9日、日本国の国会において住宅宿泊事業法が採択されたことを契機に、

北海道住宅宿泊協会規約に同意した。

2017年6月9日、札幌にて

ひよこは親鶏に似る（Like hen, like chicken） 前文の「われら発起人会」と書いていますが、これは2017年2月22日、札幌で誕生した「地球オアシス仲間」であり、その仲間規約は、この協会規約案とひじょうに似ておりまして、とくに第4条から第10条まではウリ2つです。

第1条（目的） わが北海道住宅宿泊協会（以下、協会という）の目的は、つぎのとおりである。

- 1 a. 住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者、住宅宿泊関係自治体の業務の適正な運営と協力関係の確保に寄与すること。
- b. 観光客の宿泊需要への確に対応し、観光客の来訪と滞在の促進に貢献すること。
- c. 国民生活の安定向上と国民経済の発展の一助になること。

この第1項の内容は、住宅宿泊事業法が定めている目的とほぼ同一です。ただし、「住宅宿泊関係自治体」を追加しました。これこそ、われら仲間の熱意の反映です。

- 2 たんに人間であることに由来する友情を重視し、普遍的な友好平和の基盤となること。

これは、あたりまえのことで、ヘイトスピーチの対極に位置しています。

- 3 種々の方法を探究し、家計、観光産業、国と自治体財政の総和的な向上をはかること。

「総和的な向上」とは、わが協会が住宅宿泊関係者の利益を重視するにしても、他の諸団体の利益にも配慮し、経済と財政の総体的の向上を目的とするとの意味。

- 4 道内の空き室、空き家、空き地の有効活用を強力に推進し、北海道を活性化すること。

ここでは、宿泊分野での有効活用をいっています。上記2～4の目的は、地球オアシス仲間規約の目的条項とまったく同文です。

- 5 全地球的一体系を考慮して、系統的かつ連携的な文化的住宅宿泊施設を開設すること。

この第5項は、そのような構想をもつ「地球オアシス推進仲間」からみると、当然、地球オアシスを含意させたいですが、北海道住宅宿泊協会は、全北海道的であるので、まずは道内で地球オアシス構想が市民権をえることが重要です。

この地球オアシス化では、自治体、できれば国からも協力がえられるならば、とても良いのですが、一挙にそこまでいくことは無理ですので、まずは Airbnb、その他の関係企業と協力をふかめていく側面も重要でしょう。

第2条（原則） われらが協会は、第1条にかかげる目的を達成するにあたり、つぎの原則にしたがって行動しなければならない。

1 協会は、超党派、超宗派、超民族的、すなわち、全人類的な精神に立脚する。

2 協会は、設立時には、任意団体として設立することができ、原則として、この初段階では経済的活動をおこなわず、その名において経済的活動をおこなえるのは、その法人化後とする。

このような目的および性格をもっている協会が、法人となるのが適当か否かは、設立後の理事会にまかせたほうがよいでしょう。最初から法人化を考えるなら、さらにこのため多くの時間がとられるからです。

3 協会は、第1条第5項にしたがい、当事者自治と自己責任で開設された地球愛オアシスを支援できる。ただし、双方は、相手の債務につき、たがいに責任を負わないものとする。

この条項も、議論がまとまらないことを危惧し、地球オアシスの独立性と自己責任を明確にしました。

第3条（会員） 1 当会の会員になることができるのは、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理者、住宅宿泊仲介業者、住宅宿泊関係自治体のほかに、2名の会員が推薦する関係者などである。

2 北海道内の住民のみならず、道外と海外の関係者も、当会発信のメールを受信しながら、なんらの義務を有さないML会員または協力者になることができる。

3. 友好団体間では、その合意により、たがいに会費を免除しつつ、他方の会員になることができる協定会員制をもうけることができる。

この第3項の追加を提案するのは、たとえば地球オアシス仲間の多くが、この協会に加入してもらいたいため、協会費を支払うならば仲間会費は払わなくともよいとすることによって、負担感を少なくするためです。

第4条（機関） 協会の主要機関として、会長、3役、理事会、部、事務局をおく。

第5条（会長） 1 会長は、協会を統括し、議案を主要機関に提出し、協会役員を任命する。

2 会長は、所与の状況につき、評価、提案、声明、要望等の文書で、対外的に行動できる。

第6条（3役） 会長、副会長、理事長からなる3役会は、理事会開催間の諸事項を決定する。

第7条（理事会） 理事会は、会長と理事長を選出し、この協会の重要事項を決定できる。

第8条（部） 協会に、住宅宿泊事業者部、住宅宿泊管理者部、住宅宿泊仲介業者部、住宅宿泊関係自治体部、その他の必要な部を設置する。

第9条（事務局） 1 事務局は、文書作成、連絡、名簿、会計などの事務をおこなう。

2 事務局長と事務局次長には、低額ながらも報酬を支払うことができるものとする。

第10条（財政） 1 協会の財政は、個人年会費の2千円、団体年会費2万円、寄付金、雑収入などで維持され、原則として、会員はボランティアで役務を提供する。

2 協会名義による一部会員の経済活動は、原則として、その経費を企画主催者が負担する。

こんごゼミナール、教室開講、ネット創設、その他いろいろな企画が提示されるだろうとおもいます。そのさい、精神的には協会が支援するにしても、とくに設立時は資金が少ないので、上記のような条項を追加しました。